省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領

令和４年７月１９日決裁

令和６年１月１０日一部改正

第１　事業の目的

　今般の燃料高騰の影響を受け、燃料高騰の影響を受けにくい省エネ型施設園芸産地への転換を図るため、燃料削減に取り組む加温施設園芸農家を緊急的に支援する。

第２　事業の内容

　本事業の事業実施主体は別表１に掲げるとおり、事業参加者は別表２に掲げるとおり、事業内容、補助対象機器等（以下、「省エネ機器等」という。）、補助率及び補助額上限等は別表３に掲げるとおり、補助対象経費は別表４及び別表５に掲げるとおりとする。

　なお、別表３に定める事業においては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。ただし、消費税法第60条の特例に該当する事業実施主体はこの限りでない。

第３　事業の目標年度

　本事業の目標年度は、令和７年度とする。

第４　事業の実施等の手続き

　１　実施計画の承認

　（１）事業参加者は、様式第１号により、令和７年度までの５％以上の燃料削減目標を示した事業実施計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

　（２）事業実施主体は、事業参加者の計画をとりまとめ、様式第２号により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

　（３）知事は、（２）に基づき事業実施計画の提出があった場合、別表１～５に掲げる項目を審査の上、これをすべて満たす場合に限り、事業実施計画を承認し、様式第３号により事業実施主体に通知するものとする。

　２　実施計画の変更

　　　事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、１に準じて知事の承認を受けるものとする。

　（１）事業の中止又は廃止

　（２）事業参加者の変更

　（３）事業費の30％を超える増または補助金の増

　（４）事業費又は補助金の30％を超える減

　（５）事業参加者の燃料削減計画の変更

　３　事業の着手

　　　事業の着手（省エネ機器等の見積合わせ及び発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

　　　この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第４号の交付決定前着手届を１に準じて知事に提出するものとする。

　　　なお、事業参加者又は事業実施主体は、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、事業内容が適格となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、事業参加者又は事業実施主体が負担するものとする。

第５　助成

　　知事は、予算の範囲内において別表３に定める事業に要する経費について、あらかじめ別表３に定める補助率・補助額上限の範囲内において補助をするものとする。

　　県からの補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第６　証拠書類等の保管

　１　事業参加者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するとともに、事業実施主体又は知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。

　（１）省エネ機器等を導入したことが確認できる書類

　　ア　省エネ機器等の経費の見積書、納品書、発注書（予約注文書を含む。）、リース契約書、工事完了書、請求書、領収書等

　　イ　その他必要となる書類

　（２）対象施設の規模がわかる書類

　　ア　共済細目書、建設時の設計書、eMAFF農地ナビ情報等

　（３）燃料の購入実績又は使用実績が確認できる書類

　２　事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するとともに、知事等から求めがあった場合には、提出しなければならない。

　（１）別表３に定める事業１～３の実施に係る書類

　　ア　事業参加者から提出された書類の写し

　　イ　交付金の事業参加者への配分実績等、事業実施に関する書類

　（２）別表３に定める事業４の実施に係る書類

　　ア　会場借料、旅費等事業の実施に要した経費の領収書等の写し

　　イ　契約書、業務日誌等人件費算定の根拠となる書類の写し

第７　事業実施状況の報告等

　１　実施状況報告

　　　事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第５号により、翌年度の７月末日までに第４の１に準じて、知事に提出するものとする。

　２　その他の報告

　　　知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業についての報告を求めることができるものとする。

第８　書類の経由

　事業実施主体が知事に提出する書類は、農林振興センターを通して生産振興課に提出することとする。

第９　その他

　事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか知事が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和４年７月１９日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和６年１月１０日から施行する。

２　この通知による改正前に本要領により実施している事業については、なお従前の例に

　よる。

別表１

　事業実施主体は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 事業実施主体 |
| 市町村  農業協同組合  地域農業再生協議会  その他の協議会（別紙１に定めるところにより取り扱うものとする） |

別表２

　事業参加者の要件は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 事業参加者の要件 |
| 事業参加者は、次に掲げる全てに該当する者とする。  （１）燃料（重油・灯油・ＬＰガス・ＬＮＧに限る）を利用した県内の加温施設において、野菜類、花き類、果樹類、きのこ類を生産・販売している県内農業者又は県内に事業所等を置く法人。  （２）国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く。）に該当しないこと。  （３）第４の１に定める、施設全体での燃料削減目標（10月～翌６月の加温期間を対象、５％以上）を示した実施計画書を提出し、目標年度まで同計画に取り組むこと。  （４）本事業により導入する省エネ機器等に対する取組について、国等のほかの助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっていないこと。【本事業における市町村等による補助の上乗せを除く】（特に、埼玉県民間事業者ＣＯ２排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）及び埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金を同一事業所において受給してはならない。）  （５）事業実施年度以降も営農を継続すること。 |

別表３

　事業内容、補助対象、補助率、補助額上限等は次のとおりとする。

　なお、事業１～２は、１つの事業参加者が複合的に取り組むことができるものとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業内容 | 補助対象 | 補助率 | 補助額上限 | 補助対象者 |
| １　省エネ機器導入支援 | 燃料削減に寄与する省エネ機器等の導入に係る経費を補助する。 | (1) ヒートポンプ  (2) 木質バイオマス暖房機  (3) 循環扇  (4) 多段サーモ  (5) 局所加温装置　　　　等 | 事業費の1/2以内 | １事業参加者当たり最大1,000万円 | 事業参加者  （詳細は  別表２） |
| ２　被覆資材導入支援 | 燃料削減に寄与する保温性の高い被覆資材等の導入に係る経費を補助する。 | (1) 内張（固定・カーテン等）  (2) 外張多重化（固定２重被覆・空気膜２重被覆）に係る資材  (3) 保温性の高い内張被覆資材　　　　　　　　　　　等 | １事業参加者当たり最大100万円 |
| ３　事業推進費補助 | 事業推進に必要な経費の補助。 | 対象経費の詳細は別表５に定めるものとする。 | 定額 | 事業参加者への総補助額の２％ | 事業実施  主体  （詳細は  別表１） |

　※　事業１・２は、原則、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル改定２版」（農林水産省・平成30年10月）に掲載された機器等を補助対象とする。

別表４

　別表３に定める事業１～２の補助対象経費は、事業の実施に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

　また、リース事業の考え方については別紙２に定めるところにより取り扱うものとする。

　なお、事業参加者の補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とする（利益等排除の考え方は別紙３のとおりとする）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助対象外 |
| １　省エネ機器導入支援 | 機器代、付帯設備代（架台、ダクト等空調補助設備等）、設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む）等。リースによる導入も可。  【更新等の取扱】  新規導入、追加導入及び耐用年数が経過していない場合でも燃料削減機能向上に係る更新は対象。  燃料削減機能向上に係る機器への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。 | 中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル（受電設備）等。 |
| ２　被覆資材導入支援 | 内張（固定・カーテン等）の被覆資材代、付帯資材代、及び設置工事費等。  【更新等の取扱】  新規導入、追加導入及び耐用年数が経過していない場合でも燃油削減機能向上に係る更新は対象。  燃油削減機能向上に係る資材への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。 | 廃棄・撤去費、消耗品等購入費は対象外。通常の外張被覆は対象外（多重化部分は対象）。 |

**※　第２に定めるとおり、本事業においては、消費税等相当額は補助対象としない**。

**省エネ機器等を導入する事業参加者は、事業計画時に当たっては参考見積書１者を徴取し事業計画書に添付すること。また、事業の実施に当たっては自身で３者以上の見積合わせを行い、事業完了後に事業実績報告書に添付すること。**

別表５

　事業３の補助対象経費は、事業実施主体の事業推進に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
| 賃金等 |  | 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 | 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 ９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。  　賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。  　雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。  　実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 |
| 事業費 | 会場借料 | 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 | 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。 |
| 通信運搬費 | 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 | 電話等の通信費については、基本料を除く。 |
| 印刷製本費 | 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費 |  |
| 消耗品費 | 事業を実施するために直接必要な以下の経費  ・短期間（補助事業実施期間内） 又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費  ・USBメモリ 等の低廉な記録媒体 |  |
| 旅費 | 普通旅費 | 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、会議、打合せ、現地確認等の実施に必要な経費 |  |
| 雑役務費 | 手数料 | 事業を実施するために直接必要な振込手数料 |  |

**※　第２に定めるとおり、本事業においては、消費税法第60条の特例に該当する事業実施主体を除き、消費税等相当額は補助対象としない**。